

[事案 2024-149] 配当金支払等請求

・令和7年7月25日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、募集人が説明したとおりの配当金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年3月に契約した個人年金保険について、令和5年8月に保険会社に対して配当金の確認をしたところ0円と回答された。しかし、以下の理由により、契約時に募集人が説明したとおりの金額の配当金を支払うか、既払込保険料の一部を返してほしい。

- (1)募集人は、「頭金を一括で入れると、支払額も配当金も大変お得です」などと説明した。信用できない旨を伝えると、募集人は、2枚の設計書、メモを貼り付けた資料、「社外秘」と記載された資料を自分に交付し、設計書に記載された配当金が間違いなく支払われる旨の説明をした。
- (2)募集人が自分に交付した資料は、2種類の設計書の裏面が台紙にのり付けされたものであり、自分は裏面に記載されている配当に関する内容を読むことができなかった。その他の記載を見ても、同資料には配当金が支払われない可能性についての注意喚起文言はない。
- (3)令和5年9月、保険会社の担当者から、配当実績につき、平成8年以降利回りが低下した旨の説明を受けたが、本契約の申込手続当時から既に利回りが悪化していたのであれば、募集人の勧誘方法は明らかにおかしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)配当金は、約款の規定により、剰余金が発生した場合等にその準備金が積み立てられるものであり、毎年一定額の発生が確定しているものではない。設計書にも、「配当金による年金は変動（増減）します」「将来のお支払額を保証したものではありません」「将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません」との記載がある。
- (2)募集人は、一時払保険料を支払った方が、その分運用原資が増えることで将来の年金額が増えることを説明したものと推測され、この説明は誤っていない。
- (3)社外秘の資料は、経過年数ごとの配当金額の推移を試算したものであり、申立人が同資料を確認して設計書記載の金額を将来受け取れるとの誤解をしたのであれば、お詫びする。しかしながら、同資料に記載された金額はあくまで試算額であり、その支払いが契約内容となっていない以上、申立人が当該金額を将来受け取れると期待したとしても、申立人に具体的な損害が発生したとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人が申立人に交付した資料は、「社外秘」と記載され、配当金額が将来変動すること等の注意喚起文言の記載は一切ない。
- (2) 申立人は、当初募集人の説明に疑問をもったものの、募集人から「社外秘」資料の交付まで受けて、設計書記載の配当金の支払いは確実またはその可能性が高い旨の説明をされて説得されたことによって、年金のみならず、数百万円規模の普通配当金と特別配当金の支払いが約束されているまたはその可能性が高いものと誤信して本契約に申し込んだ可能性が相応にあったものと解される。